

議事日程(第5号)

令和2年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について
- 日程第2 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 追加1 日程第1 議案第59号 令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事(側道橋橋台工事)請負変更契約について
- 追加1 日程第2 議案第60号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 追加1 日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第12 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第13 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について
- 日程第2 議案第51号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第52号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第54号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第56号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に

関する条例の制定について

- 日程第8 議案第57号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第58号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
追加1日程第1 議案第59号 令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋
橋台工事）請負変更契約について
追加1日程第2 議案第60号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
追加1日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求め
る意見書
日程第10 議員派遣の件
日程第11 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第12 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第13 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 島埜内 遵君
教育長 …………… 川上 浩君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君	建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君	農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君

地域政策課長	……………	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長	……………		杉 英樹君	
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	…………… 川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	…………… 宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	…………… 横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

今高鍋町議会定例会に提案されました案件は、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号高鍋町税条例の一部改正についてなど、全部で36件であります。

付託されました全ての案件につきましては、それぞれの委員会におきまして審査を終え、本日、各委員長の報告を待つところではありますが、先日6月15日に執行部より、新たに2件の案件と議員発議が提案されましたので、午前10時15分より第3会議室において、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長2名の3名が出席、議会事務局より日程説明のため、局長及び補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので御報告いたします。

新たに提案されました案件は、議案第59号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負変更契約について、議案第60号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）であります。

執行部より説明を受け、特に意見はなく、その後、発議第3号として新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書についての提案が出され、この3つの案件を本日の日程に追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、追加1の3件を追加提案し、日程第9の次に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第9の次に追加し、議事を進めます。

日程第1. 議案第50号

日程第2. 議案第51号

日程第3. 議案第52号

日程第4. 議案第53号

日程第5. 議案第54号

日程第6. 議案第55号

日程第7. 議案第56号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業についてから、日程第7、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてまで、以上7件を議題といたします。

本7件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

令和2年第2回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について、議案第51号高鍋町税条例の一部改正について、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

委員会は、6月10日、11日の2日間、第1委員会室において、委員全員が出席し、関係課長及び職員の出席を求め、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

なお、特徴的な部分だけの報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。それでは、議案順に報告いたします。

まず、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について、農業政策課より国営尾鈴土地改良事業計画一般平面図の地図と、事務手続のスケジュール表を基に説明を受けました。初めに、議案書にある施工場所、管理概要の説明から入りました。そして、現在行われている国営尾鈴土地改良事業の各施設は、尾鈴土地改良区と小丸川土地改良区で構成される、尾鈴土地改良連合が国営造成施設管理体制整備事業、いわゆる管理体制として国から委託を受け、管理をしてきたとの説明を受けました。

しかし、平成30年度尾鈴北第2地区の工事完了により、青鹿ダムの貯水量90万トンと切原ダムの190万トンを合わせると、280万トンとなり、基幹水利施設の申請採択要件の250万トン以上を満たしたことで、事業申請ができることになりました。そこで、これからは尾鈴土地改良連合の国営造成施設管理体制整備事業と、川南町と高鍋町、都農町の3町が主体となり、川南町が管理を担当する基幹施設管理事業の2つの事業を展開することになるとの説明がありました。

また、基幹水利施設管理事業として採択されると、大規模で公共性の高い施設として、国や県から恒久的に補助を受けることができることで、安定した維持管理ができる。そしてその財源が担保されることで、今後の更新事業や大規模災害に対応できるとのことでした。

事務手続の説明では、6月議会の承認を受け、事業の準備が始まり、令和3年4月上旬から事業が始まるとの説明でありました。

委員より、都農町は国営尾鈴土地改良事業に初めから参加していたのかの問いに、面積は少ないが参加しているとの答弁でありました。

委員より、青鹿ダムは構造上、水漏れで問題になった施設ではないかの問いに、平成26年から供用を開始しているので問題はない。しかし今後、管理施設の老朽化等の問題はあるとの答弁でありました。

委員より、農家の反対運動が起こった事業かの問いに、反対運動は尾鈴土地改良事業の農家負担や水の徴収方法が問題となり、反対運動が起こった。高鍋町と川南町では水の徴収方法が違ふとの答弁でありました。

委員より、その問題は解決したのかの問いに、裁判も行われたが、川南町の勝訴として解決しているとの答弁でありました。

委員より、川南と高鍋では徴収方法はどのように違ふのかの問いに、川南町は開閉栓方式で給水栓を開けたときに徴収する方式、高鍋町は受益面積に対して水の使用量を徴収する一ツ瀬川土地改良事業と同じ方式であるとの答弁でありました。

委員より、受益面積と受益者戸数はどうなるのかの問いに、議会の議決後の作業として一定地域の決定や、受益者、3条資格者のリストアップを始めるとの答弁でありました。

委員より、現在の尾鈴土地改良事業としての受益者数はどのくらいかの問いに、今回の基幹水利事業に関わる同意を必要とする対象者は、約200人である。現在75%の同意取得を受けているとの答弁でありました。

委員より、尾鈴土地改良事業の工事はまだしているのかの問いに、県営事業のパイプラインの工事を行っているとの答弁でありました。

委員より、今回の基幹水利施設管理事業には施設の整備が必要なのかの問いに、施設の整備は既に終わっている。管理をするのに切原ダムと青鹿ダムの関連施設の基幹水利施設管理事業と、尾鈴土地改良連合が管理する国営造成施設管理体制整備促進事業とに分かれることになるとの答弁でありました。

委員より、今までの実績があるので、同意はすぐ取れるのかの問いに、現在75%の同意が得られているので順調にいくと思われるとの答弁でありました。

委員より、今回は反対運動が起こる可能性は低いのかの問いに、農家の負担が多くなることはない。事業申請を行う基幹水利施設の維持管理に関しては、国の補助率60%の支援が恒久的にあるので、各町の予算負担も軽くなる。これに関しては反対運動は起こらないと思うとの答弁でありました。

委員より、尾鈴土地改良事業は更新事業の予定はあるのかの問いに、ダムに関しての更新時期は現在調査中である。近々では制御管理機器や電気系統だと聞いている。しかるべき時期が来たら自治体の負担もあるので、議会にその予算について提案することになるとの答弁でありました。

委員より、スケジュール表によれば今年の12月にも議会の議決を予定しているが、どのようなことかの問いに、川南町に基幹水利施設管理事業の事務委託を行うため、議会の議決を必要とするとの答弁でありました。

委員より、議会の議決に関して予算は伴うのかの問いに、予算は伴わないとの答弁でありました。

委員より、水の使用料は、一ツ瀬川土地改良事業との差ほどのくらいあるのかの問いに、尾鈴土地改良事業では農家の地元負担分は取らない。工事費が伴う給水栓分の費用と水の使用料は取るとの答弁でありました。

委員より、国営尾鈴土地改良事業計画一般平面図に記載されている、畑受益地は地権者200名と考えるのかの問いに、耕作者、3条資格者約200名であるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町の受益面積はどれくらいかの問いに、尾鈴土地改良事業の面積としては190ヘクタールであるとの答弁でありました。

委員より、都農町と川南町の受益面積はどの問いに、都農町は47ヘクタール、川南町では1,340ヘクタールであるとの答弁でありました。

委員より、水の使用料はどのように計算するのかの問いに、畑の面積によって計算する徴収方法となるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号高鍋町税条例の一部改正について、税務課より説明を受けました。今回の改正は、令和2年度税制改正の大綱の閣議決定を受け、地方税法等の一部改正する法律が公布されたため、高鍋町税条例の関係部分の一部を改正するものとの説明がありました。

まず、第1条中、第24条から36条の2までの改正は、未婚のひとり親に対する税制上の措置に関する改正。公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消する税制上の措置をするもので、未婚のひとり親に30万円の寡婦控除を適用する。寡婦に寡夫と同じ所得制限、前年所得500万円を設けるもの。子あり寡夫の控除額を子あり寡婦の控除額と同額の26万円から30万円とするもの。前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者に対する、個人住民税非課税の対象者から寡夫を削り、新たにひとり親を追加するものとの説明がありました。

次に、第1条中、第94条から第94条第4項までの改正は、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しに関するもの。

第2条中、第20条から第52条第4項は、国税における連結納税制度の見直しに関する改正。令和4年度からグループ企業の法人等の申告方法が、連結納税制度からグループ

通算制度に移行することになるが、これまでも法人税住民税の申告であっても、各法人が申告納税する単体課税が行われており、改正後も企業グループ内の損益通算の影響が法人住民税に及ばないようにする字句の追加、項ずれの改正との説明でありました。

第3条中、附則第25条の追加規定では、新型コロナウイルス感染症に関する改正で、寄附金税額控除の特例の追加、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術、スポーツに関わるイベント等の中止に対して、観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合に20万円を上限に寄附金控除をするもの。

第3条中、附則第26条の追加規定は、住宅借入金等特別税額控除の特例の追加。新型コロナウイルス感染症による住宅建設の遅延等による、令和2年12月31日までに居住できない場合において、令和15年度分までの個人住民税控除の適用期限を、令和16年度まで延長するものとの説明でありました。

委員より、高鍋町で住宅遅延の事例が何件ほどあるのかの問いに、何件あるのか税務課では数字は把握していない。税の控除を申請した時点でないと分からないとの答弁でありました。

委員より、未婚のひとり親の寡婦に30万円の控除となっているが、今まではどうだったのかの問いに、離婚をしたひとり親の方には控除が適用されていたが、結婚をしていない未婚のひとり親には控除が適用されなかった。そのような不公平感をなくすために、新たに控除をすることになったとの答弁でありました。

委員より、寡夫の控除や所得制限はどうなるのかの問いに、同じひとり親でも男性と女性の控除額が違っていたが、同じように合わせた。また所得制限が男性だけだったものを、女性にも設けることになったとの答弁でありました。

委員より、ひとり親の人数は把握しているのかの問いに、新型コロナウイルス感染症対策のひとり親手当の人数でいうと、270名であるとの答弁でありました。

委員より、たばこ税は減少傾向にあるのかの問いに、平成30年度の決算で見るとほぼ変わらない、停滞傾向もしくは微増であるとの答弁でありました。

委員より、連結納税制度からグループ通算制度に移行するとあるが、具体的にはどのようなことかの問いに、高鍋町の納税制度としては関係はないが、国の納税制度で、グループ企業本社が1本の申告納税で済んでいたものが、今度からは、本社及び子会社のそれぞれの企業が、申告納税する制度に移行するもの。しかし、グループ会社内の赤字・黒字の利益のプラス・マイナスの損益通算は今までどおりであるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町内で特例指定のイベントが中止になったものがあるのかの問いに、町内イベントで寄附金税額控除の特例指定にされているものはない。何のイベントも開催されていないとの答弁でありました。

委員より、寄附金税額控除の特例とはどのようなものかの問いに、伝統芸能などの公演イベントや音楽コンサート、サッカー観戦などが中止になり、入場料の払戻請求をしなかった場合に、寄附金として扱われ控除の対象となる。しかし、払戻しを行った場合は、そ

の権利はないとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第51号高鍋町税条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、地域政策課より説明を受けました。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づき、計画承認事業者による設備投資に対して、固定資産税を3年間に限り、課税免除する規定を定めるものとの説明がありました。

地域未来投資促進法に基づき、宮崎県と県内26市町村で基本計画を策定しており、国の同意を受けている。申請方法は、事業者が地域経済牽引事業計画を作成して、県知事の承認を受けることにより、設備投資に係る固定資産、事業計画にある土地や事業用家屋、構築物に対する固定資産税が、3年間免除されるとの説明でありました。

委員より、企業立地奨励条例の固定資産税の課税免除とはどうなるのかの問いに、課税対象物の違いはあるが、期間については課税が決定した時点から3か年度分となり、ダブることはないとの答弁でありました。

委員より、条例の第4条に、「町長は申請を行った者又は課税免除を受けた者に対し、必要な報告を求め又は必要な調査を行うことができる」とあるが、どのようなことかの問いに、設備投資が実際に計画どおり行われているのか調査することや、途中で変更があるようなときには、県にも報告をするというものとの答弁でありました。

委員より、地域未来投資促進法はいつ制定されたのかの問いに、平成29年の7月31日に施行されたとの答弁でありました。

委員より、平成29年施行後、今まで申請はなかったのかの問いに、高鍋町内の事業者は、宮崎キャノン株式会社をはじめ数社、宮崎県に直接計画事業申請を行っている。認定は県がするとの答弁でありました。

委員より、ほかの事業者はどのような企業かの問いに、宮崎キャノン株式会社、南薩食鳥株式会社、株式会社黒木本店、株式会社デイリーマーム、江夏商事株式会社のプロイラー関係の高鍋倉庫があるとの答弁でありました。

委員より、県の認定後、高鍋町には連絡が入るのかの問いに、宮崎県のホームページにも公表される。認定後には高鍋町にも通知が来る。その後、申請により、固定資産税の課税免除措置が取られるとの答弁でありました。

委員より、企業立地奨励条例で3年間の固定資産税の免除を受け、その後この条例で申請をして、合計で6年間の課税免除ができるのかの問いに、それはできない。課税免除の対象物の違いはあるが、どちらが指定しても免除期間については、課税が決定した時点から3か年間となり、ダブることはないとの答弁でありました。

委員より、課税免除になるためには家屋や構築物の投資額の基準があるのかの問いに、1億円以上であるとの答弁でありました。

委員より、固定資産税の免除をすると地方交付税の減額分が補填されるということかの問いに、普通交付税の算定の際に算定基準に反映されるとの答弁でありました。

委員より、高鍋町としては免除した固定資産税の税額は全部戻ってくるのかの問いに、固定資産税の免除は、企業立地奨励条例の場合は償却資産も対象となっているが、今回の地域経済牽引事業促進の条例は土地や家屋、構築物だけが対象となっており、同じということではないとの答弁でありました。

委員より、今回の地域経済牽引事業促進の条例は、どのような目的を期待されて制定されたものかの問いに、国の政策として行われているので、宮崎県と全市町村が一体となって計画をつくっている。宮崎県の特性を生かした設備投資、企業立地が進むことを一番の目的としている。宮崎県内で複数の市町村で広域的に行う設備投資にも対応できるようになる。高鍋町でいえば江夏商事のような事例が代表的なものである。企業立地奨励条例の対象にはならないが、今回の地域経済牽引事業促進の条例の対象にはなる事例があるとの答弁でありました。

委員より、宮崎県内で事業計画の承認を受けている企業はどのくらいあるのかの問いに、令和2年5月31日現在で44社あり、宮崎市が多いとの答弁でありました。

委員より、地域経済牽引事業促進の条例は、期限が決められているのかの問いに、県内の市町村でつくる基本計画は令和4年度末までだが、継続となる可能性はあるとの答弁でありました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。こんにちは。

第2回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正について、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてです。

報告については、議案順で行います。審査は、第4委員会室において、6月の10日、11日午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加の下に行いました。

なお、報告は要点のみとし、割愛する部分もあります。御了承頂きたいと思います。

まず、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、税務課、健康保険課より基本的な考え方が示されました。

国民健康保険については、令和2年度の税率については、令和元年度と比較して、激変緩和分が増加したことから納付金が減少したものの、今後の医療費の伸びに伴う県への納付金の伸びが予想されることから、現在の税率を維持する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入の減少等を勘案、国民健康保険基金を一部投入することにより、税率を引き下げることにしたとの説明でした。

内容は、議案及び条例新旧対照表にあるように、所得割を「7.7%」から「6.7%」へ1%引き下げ、均等割を「2万1,000円」を「1万3,000円」に8,000円、平等割「2万1,000円」を「1万8,000円」に3,000円引き下げ、平等割の特定世帯「1万500円」を「9,000円」になど、特定継続世帯には「1万5,750円」を「1万3,500円」に引き下げ、7割、5割、2割の軽減についての説明も行われました。

以上、説明は終了し、質疑を求めたところ、委員より、1人1万円、世帯1万7,000円の減額については、全ての方に当てはまるのかとの問いに、あくまで平均値であるとの答弁でした。

また、基金の使い方についての質疑に対し、現在約7億円あるが、保険税が急激に高くないように配分しながら行いたいとの答弁でした。

また、新型コロナウイルス関係で、今年は減税であるが来年以降の予想はどうかとの問いに、上げざるを得ないと考えているとの答弁でした。

以上で、質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、新型コロナウイルス感染症が拡大し、今後、第2波、第3波とさらなる感染拡大が懸念される状況下であり、働く人が休みやすい環境を整備することが重要であり、そのために傷病手当金の支給に関

して特例を定めるもので、一過性の感染症であるため条例本文とせず、附則で対応したところであるとの説明でした。

傷病手当金の額、支給できる期間、傷病手当金と給与等の差額の規定について条例で定め、適用期間を令和2年9月30日までと規則を定めることとしたが、その理由は長期に及ぶことも予想されるためであるとの説明でした。

以上で、説明は終了し、質疑を求めたところ、委員より、どこで受付するのかとの問いに、健康保険課で受付することでした。医師、事業者の証明などが必要であるとのことでした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正について、健康保険課より資料を基に説明が行われました。

所得の少ない者の保険料が軽減されるように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法が整備された。平成27年4月1日より施行されている。令和元年10月1日より消費税の10%引上げに伴い実施されたもので、令和元年度は2分の1の減額幅で実施、令和2年度は消費税引上げが12か月の満年化になったことにより、保険料軽減を完全実施するものであるとの説明でした。生活保護受給者をはじめ、町民税非課税世帯など減額となる計算式が示され、説明がなされました。計算式については割愛します。

また、新型コロナウイルス感染症により収入の減少が見込まれる場合等については、目安として4か月であるが、3か月でも減免対象となる可能性がある。元年分の確定申告書、所得証明書を基に、収入の減少が10分の3以上となる資料により減免を判断するとの説明がありました。

なお、一過性のものであるため、附則で規定したとのことでした。

説明は終了し、質疑を求めたところ、委員より、対象者は自らが申請するのか、また、後で収入が回復した場合はどうなるのかとの問いに、自らが申請していただくこと、後追いはしないとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、福祉課より資料に基づき説明がなされました。

今まで、重度心身障がい者の方が病院への外来診療をされた場合、医療機関で支払った額について月1,000円を超える額を還付するものでしたが、今回、県が現物給付制度へと変更されたため、高鍋町も同じくしたものである。

今回の条例改正で、身体障がい者手帳1級または2級を所持、療育手帳A、重度を所持、身体障がい者手帳3級と療育手帳B1、中度を併せて所持の方を対象とし、乳幼児医療費

と同じく外来の現物給付とするものであり、窓口で500円を支払うことにより完結する。また、1つの病院で診察、治療、その他の処方箋で薬をもらうときは、1医療機関として取り扱われるとの説明でした。

説明は終了し、質疑を求めたところ、委員より、県病院など科をまたいで診察した場合はどうなるのかとの問いに、1診療報酬明細書につき500円となるので、2診療報酬明細書で1,000円となりますとのことでした。

また、対象者何名で、どのくらい利用されているのかとの問いに、495人で、入院が延べ786件、外来が延べ2,161件でしたとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号令和3年度新規採択町営基幹水利施設管理事業については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号高鍋町税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第57号

- 議長（青木 善明） 日程第8、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件は、一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

- 一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 15番。それでは、早速行います。

令和2年第2回高鍋町議会定例会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）の1件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は6月11日から15日の3日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席の下に、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行っております。

初めに、財政経営課です。

商工会館建設に伴い、第2別館の敷地の測量、分筆、建設後の駐車場整備が必要となることから、測量・分筆設計業務の委託、次に、旧職業安定所の蛍光灯にPCBが含まれていることが判明したため、その運搬と処理の委託であるとの説明。そのほか債務負担行為の設定、ふるさと基金繰入金の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、商工会館の借り上げについて、専門的な方に賃料の調査をしてもらってはどの質疑に、近傍評価で賃料を確認しており、問題はないと認識しているとの答弁でありました。

次に、地域政策課です。

主なものは、高鍋町の情報収集及び広報等に係る経費、これは、令和元年で廃止した47行政ジャーナルから宮崎日日新聞社が運営する定額制データベース、宮日データベースサービスに変更するための補正。

次に、海水浴場等観光施設管理業務委託、これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から遊泳場開設が中止されたことに伴い、海難事故等予防策として海岸周辺の巡視業務を委託するとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、海水浴場等観光施設管理業務委託は海水浴場だけのパトロールかとの質疑に、海水浴場だけでなく、周辺の蚊口海浜公園等も含むとの答弁。

次に、委託する人選はとの質疑に、救命行為ができる人材がパトロールを行うことになるとの答弁。

次に、広報の経費について変更した理由はとの質疑に、47行政ジャーナルは月額5万円であるが、宮日データベースサービスでは月額1万円であることから経費を削減できることとなるため、また、今まで全国版であったが、過去の利用実績を踏まえ情報収集に対応できるとの答弁でありました。

次に、建設管理課です。

歳入では、国の内示額確定による補正、歳出で主なものは、町道や町内にある公園、そして町営住宅などの維持管理に関する予算、また、補助事業として採択基準に該当しない路線の整備及び宮越ポンプ場整備に伴う道路設計費の予算等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、坂本・鴨野線の町単独改良事業についての質疑に、前回施工できなかった土地の相続人から道路事業に協力する旨の申出があったため、予算計上したとの答弁。

次に、委員より、かさ上げはどの程度の高さになるのかとの質疑に、高さについては、これから行うシミュレーションで高さを決めることになるとの答弁。

次に、社会資本整備総合交付金の補正が減とあるが、新型コロナウイルスの影響かとの質疑に、内示額がさらに減額する話はない。道路整備事業は例年同様で、ほぼ内示額の大きな変化はないとの答弁でありました。

次に、総務課です。

主なものは、町消防団ラッパ隊の制服が古くなっているため、コミュニティ助成金を活用し15着を購入。なお、地域防災のリーダーである消防団の整備拡充を図ることにより、隊のPR活動を安定して継続、啓発活動し、消防団の理解や団員の確保が見込めるとの説明を受けております。

次に、消防団設備整備費補助金では、全方位型投光器、発電機を購入するとの説明。そのほか町民歌CD作成、防災備品購入等の説明を受け、質疑に入っております。

委員より、コミュニティ助成事業で購入するパソコンはどう活用するのかとの質疑に、消防団の広報紙作成や消防団の名簿作成などで活用する。なお、女性部が使用するが、負担にならないよう留意するとの答弁。

次に、防災備品として購入するリヤカー65台は、どこに配置・保管するのかとの質疑に、建物を所有する各地区公民館に配置することと予定しているとの答弁。

次に、町民生活課です。

主なものは、個人番号カード交付事務費の補助。これは、個人番号カード交付事務の件数の増加に伴い、会計年度任用職員を雇用するための経費の増額であります。

委員より、普及率とカードのメリットはとの質疑に、現在、町民の約17.5%程度の方が所有している。メリットとしては、今後、ポイント制など何かしらの付加価値がつくのではないかと考えるとの答弁でありました。

次に、農業政策課です。

主なものは、新型コロナウイルス感染症対策費。これは、感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が前年同月比20%以上増加しているなど、深刻な影響が生じている農林水産物について、販売促進を行うことにより、将来のインバウンド需要や輸出の再開等に対応できるよう、学校給食提供推進事業等を実施することのこと。これにより、宮崎県産食材を町内の小中学校の学校給食へ無償提供を行う。なお、これは全額国庫補助であります。

そのほか、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助、土地改良事業同意徴収事務、農業用施設災害対策工事などの詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、県営ため池事業が、前回、工事入札の不調とあるが、その理由はどの質疑に、工事の設計額に対し業者が落札できる金額でなく、折り合いがつかなかったと聞き及んでいるとの答弁。

次に、小中学校への無償提供について、アレルギー対策はどの質疑に、給食会が対策を講じるとの答弁。なお、提供する食品は県産牛、地鶏、魚、メロンなどの説明を受けております。

次に、教育総務課です。

主なものは、高鍋町GIGAスクール構想に向けた校内通信ネットワーク整備事業及びその構想に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業。これは、現在ICT環境は遅れており、自治体間の格差も大きく、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務となっている。また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、公正に個別最適化された学びを持続的に実現するためとの説明。

そのほか、時間外対応用携帯電話配備事業、非接触型体温計購入事業、体育専科教員加配措置実践研究事業等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、ICT環境整備について、配信する側の教員のスキルはあるのかとの質疑に、ICT活用計画、教員スキル向上などのフォローアップ計画を策定するとの答弁。

次に、委員より、端末は学校内だけの運用かとの質疑に、将来的にはオンラインでの授業も視野に入れているので、今後、家庭でのWi-Fi環境整備が進めば、自宅に持って帰ることも想定しているとの答弁。

次に、委員より、体育専科教員が指導する対象学年はどの質疑に、全ての学年が対象であり、内容によっては、学級単位ではなく学年単位で指導すると答弁でありました。

次に、社会教育課です。

主なものは、会計年度任用職員の報酬、職員手当等の増減、コミュニティ助成事業補助金。これは、※おぎわら自治公民館に対し助成し、テレビ、エアコン、音響資材等を購入するとの説明を受けております。

そのほか、総合体育館大規模改修事業。これは竣工から約30年経過し、施設自体の老朽化が目立ってきているため、全体的な改修を行うことで古くなった仕様を改善し、競

※後段に訂正あり

技場、避難場所の両面において充実を図るためとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、総合体育館のアリーナ床改修について、耐震性に疑問があるとのことだが、その理由はとの質疑に、床下に鉄骨が入っているが、その鉄骨が若干倒れていることが確認されたためとの答弁。

次に、委員より、外壁タイルにクラックが散見されているが、その理由はとの質疑に、約30年経過しているため、クラック、ひび割れが発生していると判断しているとの答弁。

さらに、委員より、地盤沈下の可能性もあるのではとの質疑に、耐震診断も行っているので確認するとの答弁がありました。後日、平成31年1月に実施した耐震診断調査結果を確認したところ、レベルの測定で、建物本体の顕著な不同沈下は見られない旨の報告を受けております。

最後に、福祉課です。

主なものは放課後健全育成事業。これは、小学校の臨時休業に伴い、児童クラブが午前中から運営するため、その開所に要する経費及び職員等の配置のために要する経費を補助するとの説明。

そのほか、保育環境改善等事業補助金、保育所等において、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、市町村が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸販売から一括購入や、保育所等に消毒に必要となる経費を補助するとの説明を受けております。

以上、質疑を打切り、討論あり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。（発言する者あり）

失礼しました。「萩原」を「おぎわら」と言ったということで、大変失礼しました。訂正させていただきます。

それと、「まち消防団」というふうに言いましたが、「ちょう消防団」ということで、訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算には、高鍋町の事実上、行政財産である庁舎第2別館駐車場に商工会館を建設し、教育委員会が入居するための債務負担行為が再度提案されました。これは、高鍋町の行政財産である駐車場の地上権を商工会議所が30年以上も占有してしまうことになります。

しかし、商工会議所の現在の所有地は、そのまま自由に使えるのでは不当かつ不公平であり、行政財産の価値を下げる行為になるため、高鍋町民にとっては大変な損失になります。将来の子どもたちのために行政財産は正しく、誠実に利用・管理しなければならない

と考えます。

そして、教育委員会が商工会館に入居して毎月74万円もの家賃を30年間で2億6,700万円も払うのでは、商工会館の建設費用2億7,300万円のほとんどを高鍋町の税金で払うこととなります。これは、税金の無駄遣いであり、商工会議所への利益供与になってしまいます。この30年間の家賃支払契約は、将来の子どもたちにその負担を負わせることとなります。

文部科学省の見解では、教育委員会は政治的中立性の上に、教育の中立・公正が教育基本法第16条で定められています。国民として共通に必要な知識を、学校教育において政治的な影響を受けないことが求められております。その中で、教育行政は市長・町長からの独立性なるものがあります。市長・町長への権限の集中を防止し、中立的な教育行政運営が担保されているのです。そして、さらに広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現する仕組みが必要とされております。

今回の商工会館建設計画は、町長が商工会議所の元会頭であり、密接な関係があることは明白です。政治的に町長を支持する選挙母体は、商工会議所の有志が集まる団体です。その商工会議所が建設する商工会館に教育委員会を入居させ、多額の家賃を多年にわたり払うことは、教育基本法第16条にある「不当な支配に服することなく、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力のもと、公正かつ適正に行わなければならない」との教育基本法の理念を侵害することとなります。

契約期間の30年もの長い年月は、町長の裁量権を逸脱した無責任な行為と考えます。ましてや、来年2月に予定されている町長選挙を8か月後に控えたこの時期に、商工会議所とこのような契約を結ぶことは非常に不健全であり、非常識な行為と町民の目には映ります。私は、町民の代表である議員として、高鍋町民にとって最悪な契約を結ぶことになる債務負担行為は許されないと考えます。

よって、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については反対といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則。議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）に対して、賛成の立場で討論します。

まず、歳入面では、全体で4億9,139万3,000円の中に、国庫支出金、県支出金、合計1億6,157万3,000円、全体の32.9%を占めています。残りは繰入金、繰越金、諸収入、計3億2,982万円の67.1%であります。

歳出面であります。教育費で全体の77.9%を占めています。歳出内容を見ますと、国、県の補助金を活用し、小学校、中学校に高速大容量の校内通信ネットワークを整備した上で、児童生徒1人1台端末整備を行うための委託料及び備品購入費の補正が組まれており、未来に対する投資としてよいと考えます。

土木費では、国庫補助金を活用し、舞鶴公園実施設計が生まれ、歴史と文教の城下町としてふさわしく、より一層人を呼び込める公園になることが期待されます。町営住宅の維持管理に関する予算、また宮越ポンプ場整備についても、国において令和2年度に予算化され、ようやく整備事業化がされることになりました。それにより、今回、道路かさ上げ測量設計が生まれ、今後は広範囲に浸水被害の軽減につながるものと考えます。

農林水産業費では、全額国庫補助として県産の牛肉、地鶏肉、水産物、果実を町内の小学校、中学校の学校給食用食材として無償提供する事業に取り組み、地産地消の推進がうかがえます。

消防費では、国庫補助を活用し、防災備品を購入する予算が組まれていて、公民館に配布し、町民の防災意識の向上を図ることができると思います。

次に、債務負担行為補正で、教育委員会事務所等借り上げ料の予算計上されています。5月7日に議員協議会で、執行部より商工会館の一部を賃貸する場合と、町が庁舎を建設する場合の町のコスト比較の説明があり、商工会館の一部を賃貸する場合にコストメリットが生じる。また、30年間にわたり土地の貸付収入があると思いますので、コストメリットの金額を他の事業に充当することが可能となるなど、住民サービスのさらなる向上につながるものであり、その意義は極めて大きいと考えます。

また、継続費補正で総合体育館大規模改修事業も2か年にわたり予算計上されております。

国、県補助を最大限に活用し、町政の発展のため適切な予算計上になっていると考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論を行います。

確かに13番、日高正則議員の賛成討論の一部、新型コロナウイルス感染症関係での放課後対策事業支援をはじめ、古くなって改修が急がれる舞鶴団地の諸問題解決に対する事業、コミュニティ事業で萩原消防団設備、タブレット整備など、校内通信ネットワーク事業など、本当に必要な事業が多く盛り込まれていることも事実です。

それらをうまく利用して、議会が反対できないような財政活用を利用した教育委員会事務所借り上げ料の債務負担行為補正を行うとは、何とひきょうな手口でしょう。この案件は説明でもありました。自治法などを御存じない町長及び商工会議所で仕組まれていると感じたのは、私だけではなかったと思います。住民は知っています。まだ、建設もされていない商工会議所、その借金をするために保証人となれないが、町民を全て保証人へと仕立てる、このようなやり方には到底屈服できないと考えます。

一般質問でも申し上げましたが、法令を遵守するのが議会です。しかし、安倍自民党のもと、付度、お友達政治が横行する中、高鍋でも行われるとは大変心外であります。商工会議所は、このようなやり方をして高鍋町に寄生するようなやり方では、いずれ破綻する

ことは目に見えています。末端の会員からも、どう見てもおかしいとの意見が出ています。まして、新型コロナウイルス感染症では高鍋は出ていませんけれども、経済的打撃は相当なものがあります。それを乗り越えるには、住民と商店街が一致団結して乗り切る覚悟が必要なのです。

高鍋は、永友議員も一般質問で言われましたが、飲食業が多い町です。今、夜出てもほとんど真っ暗、運転代行業もどうなるのだろうかと心配されています。今、すべきは商工会議所が先頭に立って、飲食業で密にならない状況をどうすれば打開できるのかを考えることではないでしょうか。一部の建設業だけが潤うのではなく、全ての人が元に近い商業活動ができるようになること、これを望んでいるのではないのでしょうか。

東京の酒場を経営している人から、ワインが欲しいから酒屋さんを紹介していただけないかと相談がありました。以前、焼酎等を紹介したところでした。その原因は何か、問い合わせています。確実に都会の夜が変化しつつあります。暗いところで、密でわいわいしていたところは何となく避ける雰囲気が出ているようです。そのようなときだからこそ、データをしっかりと構築し、高鍋町のまちがしっかりと再生できる経済活動を支援するのが、議会の役割であると私は思います。

議員14名が支援できる活動は、1人30万円としてたかが420万円で、焼け石に水です。しかし、今回、1人10万円支給された給付金は、高鍋町に20億円以上のお金を落としてくれています。住民が経済活動支援に、この半分でも使っていただいたらどうでしょうか。その策を練るのは商工会議所であると思います。プレミアム商品券で再生が図られるのでしょうか、疑問でなりません。確かに飲食業の方がお弁当を作られたのはアイデアです。しかし、お弁当屋さんは苦戦されたということでした。

とにかく、今しなければならぬ第1位の課題は経済再生であり、商工会議所建設ではないということです。あと一、二年、待つことはできないのでしょうか。じっくりと町民の意見を聞き、その上でゴーとなれば、私も反対はできません。私は、あくまで住民代表だからです。法的にクリアする、できるとなったらの話ですが。

確かに、庁舎第2別館は古くて大変です。しかし、私は以前、共産党員が町長であった南光町へお伺いしたとき、職員の方が、町長はどこを見て仕事をするのか考えてほしいと言われたことを話されました。庁舎は倒れないように支えがしてあり、靴を脱いで上がる場所でした。自分たちだけがいい思いをしたいわけではないと言われました。既に古い言葉となっておりますが、「80歳で20本の自分の歯を 8020運動」の発祥の地であり、農村公園全国1位に選ばれたヒマワリでも有名です。歯科保健センターが建てられ、そこには芸術活動を支援する舞台が設置してありました。このように、何を大切に自治体運営をするのか、南光町は数々の国支援策を持ってこられました。それは、町長ではなく職員が持ってきたものです。今は合併してその自治体はありませんが、住民目線で頑張れる自治体こそが、町長の目指すべき自治体ではないのでしょうか。

そのために、私はこの債務負担行為に対して、賛成は出来かねます。また、一般質問で

行った中では、条例における30年の期間をもって貸すことについては条件があります。その条件は、社会的に見て証明される金額であること、それは取りも直さず、不動産鑑定士などから評価を得て、また、30年間で本当に妥当な金額なのか、延べ床面積の約3分の1を利用するのですから、当然金額も3分の1となります。その金額は30万円をもってしても大きいと私は考えます。

何度も言いますが、まだ建設されていない架空の建設に、債務負担行為をすることは不当な債務となります。許されることではないと思います。日本は少なくとも法治国家です。法律をつかさどる議会の一員として賛成はできません。町長へ、私は同じ民選の立場で行政財産とは何か、行政財産の処分に関しての自治法、条例をしっかりと学んで議会に臨んでいただきたかったと、一員として、先輩として述べて反対の討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

教育委員会事務局等借上げ料、30年間で2億6,789万4,000円の債務負担につきましては、3月の定例議会の際にも、関連で、町が庁舎を建設した場合と商工会議所の建物を借りた場合のランニングコスト等について、緒方議員より一般質問もありました。また、その後、5月には財政経営課長からも議員協議会の中で、商工会館の一部を借りる場合と、町が庁舎を建設する場合の30年間のコストメリット約4億1,465万4,000円。また、1年間では約1,382万円2,000円のコストメリットが生じ、また、土地の貸付収入も30年間見込めるとの説明もありました。

農家の人たちや商店街の人たちにも聞いてみましたところ、この教育委員会の庁舎を町が建てる、このコストのメリットの差を考えたとき、町民もぜひ借りることに賛成だという声もたくさん上がっております。今、金を使うときではないという声もたくさん上がっております。

本町も、コロナウイルス対策等で多くの財源を使っているところでもあります。だからこそ、このような具体的な数字を基に考えたとき、今回、商工会議所から声をかけてもらったことは、これから先、間違いなく訪れるであろう人口減少に対応するためにも、官民が一体となった持続可能なまちづくりに向けて最大のチャンスであると考えます。

私は、文教の町であるからこそ、もう一度言います。文教の町であるからこそ、建物にこだわることなく、教育の一番大切なのは中身であると考え、そして、年間約1,380万円の、このコストメリットの分を本町の児童生徒の教育現場に生かし、高鍋町の学校教育をもっともっと充実したものにさせていただくことを要望し、そして大いに期待し賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第57号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

----- . ----- . -----
日程第9. 議案第58号

○議長（青木 善明） 日程第9、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 11番、中村末子。第2回定例会において、文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

審査は、第4委員会室において、6月の10日、11日午前中の2日間、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局2名参加の下、行いました。

健康保険課より、議案第52号において、国民健康保険税率を引き下げる旨の条例改正を行うことに伴い、国民健康保険税の収入減分を基金から繰り入れるものであるとの説明でした。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

追加1日程第1. 議案第59号

- 議長（青木 善明） 追加1、日程第1、議案第59号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。議案第59号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、橋台部分の施工における仮設工の変更により、契約額の減額をするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

- 財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第59号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

資料をお手元にお配りしておりますので、併せて御確認ください。

本案の元となる契約は、令和元年第3回定例会において議決を頂いております。

今回の変更の内容でございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前契約額6,457万円から1,096万6,000円を減額し、5,360万4,000円とするものでございます。

減額の理由でございますが、橋台施工の仮設工におきまして、当初両岸を予定しておりましたが、左岸のみとしたこと及び現場の状況により、土留め工に使用する資機材、数量等の変更を行ったことによるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

- 議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

- 11番（中村 末子君） 11番。内容を詳しく見てみると、何か強度について問題があるんじゃないかというのがちょっと気になる場所なんですよね。このブロック止めをしないことによって、強度については関係ないのか、設計変更があったのかどうかということですね。

それと、南海トラフのような、もし大きな津波とかが宮田川を遡上した場合に、私も前のときに、この工事のときに、多分質疑を申し上げたと思うんですけども、そのときに、やはりあそこをずっとえぐるような形で水が、海の海水が来た場合、津波が来た場合に、強度的に本当に大丈夫なのかということは、ちょっと質疑もしましたけど、それをもう一度、再確認させていただきたいと思います。

それと、作業変更理由の3にありますけれども、上流側に作業スペースを確保する必要が生じることとなりということが書いてあるんですけども、これはどういう意味なのかしらと、私ちょっと気になったんですよね。だけど、作業スペースが必要だから、本来ならその部分がもうちょっと欲しいんだよとって、本来なら増額となるのかなというふうにちょっと思ったんですけど、読み解いた場合、そういうふうなことにちょっと思ったんですけども、いや、そうじゃないんだよと、コンクリートブロックを取りやめることによって、作業スペースが必要なくなったんだよということなのか、そのところをまず1回目でちょっと聞きたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

ブロック積みにつきましては、今回橋台工の工事からは外しまして、上部工の工事が終わった後にするというので、計画を変更しております。

津波についての遡上の強度については、ブロック積みをすることで大丈夫なんですけども、今回は橋台工の工事の中で、コンクリートブロック積みをした場合に、上部工の橋桁のほうを架ける段階で、クレーン等は設置をして作業スペースが必要になります。そのときに、このコンクリートブロック積みのところに、押さえ盛土という盛土を、後からまたしなくちゃいけなくなることが判明しましたので、そのために今回はコンクリートブロック積みを取りやめて、上部工の工事が終わった後に、コンクリートブロック積みをするという形で変更をさせていただいたもので、強度的には工事が完了すれば問題はございません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 申し訳ありません。

津波が遡上したときの強度という部分につきましては、今回の工事ではまだ完了しませんので、上部工が終わった後、コンクリートブロック積みをやった段階においては、津波が遡上した場合の強度については問題ないと思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の説明からすると、ということは、後でまたブロック積みをするということで、またこれと同じような金額が出てくるという意味でいいの。そういうふうな今聞き取ったんだけど。結局、今はしないけど、後でしますということだったから。

そして、ちょっと気になったのは、土留めの材料調達を請負業者が行う中で、資材の調達が県内では困難であることが判明し、県外からの調達となったことから、施工方法を再検討し、右岸側というふうに、ずっと書いてあるんですよね。ということは、資材の調達が、県内では困難である資材ということであれば、これは県外からじゃあ持ってくるのか、後で。どうするのか。ここを別のものでいいのか、別のものでいいということであれば、それは大きく設計変更になると思うんですよね。だから、設計変更になるのであれば、設計業者もそのところは、恐らくひょっとしたら減額、もう払っているかもしれないけど、減額となるんじゃないかなと単純に考えるんですけど。私、単純だから、結構。だから、ちょっとそこ辺のところを詳しく説明していただかないと、資材の調達が県内では難しい、その難しいものを、要するに設計の段階では使っていたということですよ。今になって、資材が調達できませんよじゃないと思うんです。資材を調達するところまで、設計者は当然、視野に入れて検討していたと思うんです。それが今になって、調達が県内では難しいということであれば、じゃあ資材が県外で調達されたらまた改めてその工事を行うということなのかどうかということ、きちんと聞いとかなと分からんかなと思ったんです。だから、私の言ってること分かります。自分でも時々分からんっちゃけど。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。上流側の作業スペースが必要になったという部分で先に答えさせていただきますけども、今現在、ここで皆さんにお配りしております資料の3番の部分ですけども、ここにつきましては、当初設計の段階においては、上部工の橋桁を架ける工事を今後発注していくんですけども、その際に、ここの3番の右側のほうのスペースで、当初はできるのではないかとということで設計をしておりました。

ところが、上部工の施工方法、これをずっと今検討してまいっておりますけども、その中で、どうしてもここの3番の部分まで、ある程度盛土を川側に入った形で盛土をしないと、作業スペースが取れないということが判明しましたので、そうしますと、今回この橋台工事において、ここのコンクリートブロック積みをしてしまいますと、そのさらにコンクリートブロック積みの川側のほうに再度盛土をしてスペースを確保する必要がありまして、橋桁を架けた後にこの盛土材を撤去したときに、コンクリートブロック積みが損傷するおそれがありますので、二度手間を防ぐために、今回の橋台工事の部分からは削除をしたものです。削除というか、設計変更で取りやめたということで、この部分につきましては、上部工工事の中で、再度設計が上がってくるということになります。

あと、調達が困難というのは、この土留め支保工の仮設材ですので、リース物件になります。この当時、昨年7月ぐらいに設計をしたんですけども、その段階においては、この仮設材は一般的な資材でありますので、県内のリース会社全てがどこも持っているような代物だったんですけども、発注が7月設計して9月になりましたというところで、そのときに県内の工事の発注件数が非常に多うございまして、その中で必要資材が入るかどうかを県内の各業者のほうに問い合わせたら、今のところ在庫がないということでありまし

たので、県外からの土留め支保工の資材の調達を行ったという状況でございます。

ですので、實際上、最初は入るといふ形、一般的な資材ですので、入るものと判断をしておりましたが、実際、発注後に請負業者のほうで資材の調達のほう、業者に問い合わせたところ、入らないということだったので、實際上、鹿児島から調達をしたところでございます。これは別のものといふか一般的な資材ですので、別に材料を替えたわけではなく、あるところから調達、鹿児島ですけど、鹿児島のリース会社のほうから調達をしたという部分での変更となっております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと確認だけさせてください。ということは、今度の工事では、この工事は一応やめましたよということなんですけれども、上部工の工事が始まったら、またこの金額は、今度は上部工の工事の中に含まれるというふうな考えでいいんですか。だから、それが知りたいところの第1義なんです。だから、今回減額しているけれども、上部工の今度契約が出るときにこの分がプラスアルファとなるのかどうかということは聞きたいわけです。だから、そこを聞いておかないと、えらい下がったねと、喜んでいたらつかの間の喜びで、これがまた上部工が始まったときに、この分は上乘せしますよということになれば、何だということになりかねない部分がありますので確認です。だから、確認をしたいんです。

また、上部工、上部工とさっきから言われているから、私も上部工がどういう意味なのかちょっと訳が分からん部分もあるんだけど、ただ上部工が始まったときに、これは加算されるものなのかどうかということを知りたいんです。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） お答えいたします。

今回の工事に変更で減額になっておりますのが、1番、2番、3番の部分になりますけれども、1番と2番につきましては、橋台工事で資材の部分を工法変更の中で対応を済んでおりますので、1番、2番につきましてはもう完了でございます。今後、また計上されるということはございません。ただし、3番の取りやめましたコンクリートブロック積みについては、再度、上部工工事の完了の設計の工事の中と申しますか、後で再度ここは施工をしますので、その時点で再度積み上げて計上をすることになります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号令和元年度天神鶴・茂広毛平付線道路改良工事（側道橋橋台工事）請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

追加1日程第2. 議案第60号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第2、議案第60号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第60号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ616万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億5,946万6,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議のための環境整備や農畜産物販売促進事業補助金、中学校3年生に対し、夏休みに補習授業を行うための学習指導員への謝礼でございます。財源といたしましては、ふるさとづくり基金繰入金及び繰越金等でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第60号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を行います。

歳出から御説明申し上げます。

費目名称につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に要する経費でございますので、款のみ読み上げさせていただきます。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

総務費でございますが、現在新型コロナウイルス感染症の影響でウェブでの会議や研修等の機会が増加をしております。本庁舎におきまして、ウェブ会議等ができる環境整備をするため、パソコン購入費等のほか、電話料及びウェブ会議システムの使用料を計上したものでございます。

衛生費につきましては、産後ケア事業といたしまして、助産師等が家庭訪問を行う際の感染防止のため、マスク、消毒液、防護服等の消耗品を購入するものでございます。

農林水産業費、高鍋町農畜産物販売促進事業補助金は、売上げが低迷した牛肉及びマンゴー等の農産物の販売促進、消費喚起を行う事業者に対する補助金でございます。生産者

の営農意欲の向上と、産地の事業継続を図るとともに、低価格で販売することで消費を促し、農畜産物のPRと地産地消につながることを目的としております。仕入額の4割を補助するもので、牛肉につきましては、1頭当たりの上限を50万円、農畜産物につきましては、1事業者当たりの上限を50万円としたところでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

商工費につきましては、財源更生でございます。

消防費は、新型コロナウイルス感染症対策及び災害時における避難所用消耗品といたしまして、マスク1万8,000枚、段ボール製の間仕切り50個を購入するものでございます。

教育費につきましては、学校休業による学習の遅れを取り戻すことを目的に、夏休み期間中の3日間、塾講師などの外部人材を招いて、東西中学校の3年生を対象に、補習授業を行うための謝礼でございます。

予備費につきましては、今月に入り、西中学校及び東中学校の空調が故障していることが判明し、早急に修理を行う必要があったことから、予備費を充用し、修繕を行いました。

今後、本格的な出水期を迎え、災害対応など緊急な対応を求められることも想定されることから、予備費を当初予算額と同額とするものでございます。

戻りまして、歳入の御説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、本交付金につきましては、国の1次補正におきまして、感染拡大の防止、地域経済、住民支援に加え、感染症収束後においても、地域の実情に応じてきめ細やかな対応ができるよう創設をされたものでございます。交付時期が8月頃と見込まれることから、受入科目設定のため、1,000円を計上させていただきました。

母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業に係る補助金でございます。

ふるさとづくり基金繰入金は、今回の補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について充当をいたしました。

繰越金は調整財源でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。全てにおいて、新型コロナウイルス感染症対策費と、歳出のほうで書いてあるんですね。これについては、国からの支援があるからこういうふうな書き方がされたのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

それから、8、9ページのウェブ会議を開くということなんですけれども、これは家庭にいる職員とウェブ会議ということなのか、それとも庁舎内ではちょっとないんじゃないかなと思うんですけど、どういうふうにするのか、内容を詳しく説明していただけたらと

思います。

それから、保健衛生費の中の助産師等が家庭訪問する際の、いろんな整備というか、新型コロナウイルス感染症対策に係るいろんなものですね。そういうものなんですけど、これがどれぐらいの量が確保されるのかお伺いしたいと思います。

それから、同じ8、9ページなんですけれども、農畜産物の販売促進事業補助金というのがありますが、これは具体的にもう補助するということを決めて、国が決めたものの一つの要因なのかということをちょっと確認だけさせていただけたらと思います。

それと、10、11ページ、災害対策費で、避難所において、間仕切りの段ボールとかあるということだったんですけど、これについては避難所、質疑でもしたところなんですけど、これについては、人数というのがソーシャルディスタンスという形が今出てきておりますので、かなり大変じゃないかなと思う反面、そこのところ、じゃあどういうふうな形でどれぐらいの準備ができるのかというところでお聞きしたいと思います。まず1回目です。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。費目について、新型コロナウイルス感染症対策費とした理由でございますが、財源につきましては、臨時創生交付金の対象になるものもございます。また、国県支出金の対象となるものもございます。財源については様々でございます。また、一般財源ふるさとづくり基金を充当しているものもございます。

ただ、後から見たときに、新型コロナウイルス感染症対策として、高鍋町として、どのぐらいの投資をしたのか、予算支出をしたのかを明確にするために、今回費目分けをしたものでございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。御質疑の中の総務課関係部分についてお答えしたいと思います。

まず、ウェブ会議の内容についてでございますが、導入を予定する会議としましては、例えば姉妹都市をはじめとしました県外自治体との協議、それから、業者等との打ち合わせ、またオンラインによる職員研修等を考えているところでございます。

それから、災害対策費の間仕切りにつきましては、今回50セット購入いたしますけれども、一般質問でお答えしましたように、町体育館のほうを今回避難所として開設を予定としておりますので、町体育館に間仕切りを設置するという形で、1つの段ボールの区画に約2名程度はスペースとして避難できますので、100名の方が町体育館において、避難できるというようなことを想定しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。助産師等による産後ケアの家庭訪問の事業ですけど、例年、1回当たり10名を5回程度考えております。その訪問に係るマスク

等の数を計算いたしまして計上しています。1回当たり、10人の5回掛ける2人で行きますので、マスク100枚といった形で計上させていただいております。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。農業費につきましてのお尋ね、お答えをさせていただきます。

今回の事業について、国が決めた様々な補助事業の枠の中での事業なのかというお尋ね、つまり財源の裏あてができるのかというお尋ねかと思えます。こちらにつきまして、こちらのほう、今、県のほうでこれの販売促進に関する予算の審議をしているというところと伺っております。この県議会のほうで、その予算が通りましたら、その補助金が使えるのではないかというところで、県の関係部署と現在調整、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すいません。さっきウェブ会議の内容が、県外自治体ということで答弁があったと思うんですけども、これ姉妹都市、例えば相手のウェブ会議をするときに、相手と機械が一致してないといけないんじゃないかなと思ったりするんですが、そこら辺のところはどうなっているのでしょうか。そこがちょっと気になったものですから。

それと、さっきちょっと聞きそびれていたんですが、教育費の教育振興費の中で、3年生を対象にして行うということで説明があったと思うんですね。一体これ、何時間分ぐらいの補習授業というか、考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。ウェブ会議につきましては、例えば、高鍋町がウェブ会議の主催をする場合については、招待者の方にURL等をメール等で送って、そこからクリックしてもらってやり取りをするということになりますので、本町において今までそういうウェブ会のシステムがなくて、実績においてもスマートウエルネスシティの首長会議であったりとか、あと社会教育課のほうの嚶鳴フォーラムという会議があるんですけども、そういったウェブ会議に個人のパソコン等を使用して参加したという実績等もございましたので、今後、新型コロナウイルス対策下における新しい生活様式の中でも、こういったウェブ会議等の導入というのがうたわれておりましたので、まずは、町でそういった会議が開ける参加できる体制を構築したいということで、今回導入したものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課関係部分についてお答えいたします。

この事業は、8月3日から5日までの3日間で今考えているところでございます。1日3時間を考えております。その3日間で東西中学校が、東中学校は3年生が103名、西中学校が92名になるんですけども、10クラスに分けてやりたいと思っています。それで、そのクラスの3日間の1日3時間ということで今計画を進めてるところです。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ごめんなさい、何回も聞いて申し訳ないんですけど、実は前、町長室で米沢とどこかだったかな。朝倉だったかなとテレビ電話会議みたいのをされていたこと記憶しているんですよ。だから、ウェブ会議というのはそれとは全然違うものなのかどうかということが、ちょっとどうも私納得いかない部分があるんですよ。

要するに、そういうところをテレビ電話をしたことがあるのを私、見ているものですから、ちょうどそのときにたまたまだったんですけど、やはりあまり殺風景だもんだからということで、ちょうどお花がないということで、今から始まるということで、家にお花を切りに行ったことがあるんですよ。だから気になって、ウェブ会議とはそれとは違って、ちゃんとどういったことを会議をしていくのかということの目的がどうなのかなということが気になったんですよ。

だから、これから頻繁に行われるかもしれない、例えば、私が見たときに、聞いたときに考えたのは、例えば職員の中でも高鍋町だけにいるわけではないと思うんですよ。例えば、宮崎とかいろんなところ。これから第2波、第3波がもし万が一、新型コロナウイルスの感染症に誰かが、宮崎市がかかっても、宮崎市から出れないとかいう形になったときに、自宅での職員との会議とか電話とかそういうのをするのかというのを聞いたときに、そう思っちゃったんですね。そこで誤解がないようにできれば説明をしていただきたいかったというのが、まず一つあるんですよ。

それから、もう一つ、確認なんですけど、教育総務費の、先ほど103名と92名については、当然クラスの中の人数というのは、少なくともということでさっき説明がありましたよね。大体これで確保できる、1日3時間で大丈夫なんですかね。私気になってもう少し時間数を増やしてあげないと、この金額で大丈夫かなというのが気になったところですよ。そうでないと、やっぱりゆとりのあるような運営にしていけないと、あんまりせっぱ詰まってやっちゃうといけないかなと思いましたので、そこだけ確認させてください。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。すみません、説明が足りずに申し訳ございません。

まず、ウェブ会議というものを導入する一番大きなメリットは何かと言ったら、やっぱりコストの削減ということだろうと思います。例えば、東京等の会議に今まで出張して行っていたところを行かずに、ウェブ上で会議に参加できるということで、そういった交通費、宿泊費などの節約ができるということがまず一つ。

それから、出張となりますと当然移動時間が生じますけども、そういった移動時間等もなくなりますので、参加者の負担が減るということ。それから会議の開催のスケジュール

調整が容易にできるということは、メリットで挙げられると思います。中村議員が言われたように、在宅勤務等にも役立つものではございますが、今のところ他団体とのそういった会議等で活用したいなというふうに思っております。

テレビ電話との違いについてでございますけれども、例えば発表されてる方が見ている資料を相手、向こう側にいる方も同じ資料を見ながら会議が進められるということも、一番メリットとして挙げられるところでございますので、そういったものとして活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。お答えいたします。

先ほどの説明の中で、学習の遅れを取り戻すというのは説明もあったわけですが、ただ、先般の答弁で申し上げましたように、純粋なカリキュラム内容は十分我々としては間に合うと思っております。ただ、中学3年生におきましては、この大事な夏休みに、例えば、来るべき高校入試の対応とか、おうちの皆さんはもう不安があると思いますね。そういうものに対して効果的な学習を、例えば先ほども言いましたが、課長が10クラスと言いましたが、少人数において、なおかつ、外部講師も招きながら、中身のある学習意欲も含めて喚起するようなそういうふうな企画でありまして、3日というのは子どもの実態から見ても最適ではないかなとこういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

追加1日程第3. 発議第3号

○議長（青木 善明） 追加1、日程第3、発議第3号新型コロナウイルス感染症対策に係

る財源確保等を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 発議第3号新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書について、別紙のとおり、会議規則14条の規定により提出をいたします。

提出者は高鍋町議会議員、田中義基。賛成者は同じく、中村末子、後藤正弘、永友良和、古川誠、八代輝幸、緒方直樹の各議員でございます。

それでは、読み上げますことで趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症は世界的な感染拡大が継続しており、日本国内においても感染者数は累計で既に、1万7,000人を超える事態となっている。国においては、今年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を全国に発令するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための補正予算を成立させた。

現在、その緊急事態宣言は、新規感染者数の減少等に伴い、とりあえず解除されているが、今後も第2波、第3波の発生するおそれがあり、日本全体としての事態の終息はまだ見えていない。

そのような中、本県においても感染拡大を防止する観点から、県境をまたいでの移動の抑制、人と人との接触を減らすための外出の自粛要請、遊興施設等への休業要請等の対策を講じてきた。

結果、新たな感染者の出現がなく感染拡大が抑制されているとの判断から、緊急事態宣言の解除を受けて、段階的に経済活動を再開したところであるが、人や物の動きの停滞による経済活動の縮小、事業者の経営悪化など県民生活に甚大な影響が生じている。

このような状況を踏まえ、本町においても感染拡大防止の対策を講じながら、事業継続のための支援強化や給付・補助等を行い、感染症による影響を受けている町内事業所の支援を行っている。しかしながら、本町を含む財政力の脆弱な地方においては、今後さらなる対策を講じることが困難な状況となっている。

よって、国においては、国民の生命及び健康並びに生活を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記。一つ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び医療提供体制の維持のため、必要な財源を確保するとともに具体的な対策を講じること。

二つ、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済に対し、地方公共団体が必要かつ十分な支援を講じることができるよう、今後も追加の補正予算を措置するなど、確実な財源対策を講じること。

三つ、自治体を実施する対策に対しては、特別交付税の増額などの財政措置を確実に講ずること。

四つ、緊急事態宣言解除後の感染防止対策を徹底するとともに、国民に求められている新たな生活様式に対応できる必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日、宮崎県高鍋町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書は、可決されました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（青木 善明） 次に、日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第11. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第11、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特

別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第12. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第12、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第13. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（青木 善明） 次に、日程第13、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和2年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員